

第 1 3 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

印鑑の登録資格を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。